

# ◎地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律

(平成二十七年五月二十七日法律第二八号)

## 一、提案理由(平成二十七年四月二一日・衆議院国土交通委員会)

○太田国務大臣 たいだいま議題となりました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

地域公共交通については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地方公共団体を中心となって、まちづくりと連携した面的なネットワークの再構築を推進しております。このような取り組みを実効性のあるものにしていくために

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律

は、事業の特性に応じた支援が可能となるよう、既存の助成制度に加え、民間資金の呼び水となる出資等を行うことによつて、支援策の多様化を図ることが必要です。

また、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構については、独立行政法人改革に係る閣議決定等を踏まえた措置を講ずることが必要です。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。第一に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、国土交通大臣の認定を受けた事業に対する出資等の業務を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に行わせることとしております。

第二に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務のうち、高度船舶技術に関する業務、基礎的研究に関する業務等を廃止するとともに、役職員に対し、金融業務に関する守秘義務を課すこととしております。

そのほか、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろし

くお願い申し上げます。

## 二、衆議院国土交通委員長報告(平成二十七年四月二三日)

○今村雅弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、また、独立行政法人に係る改革を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資等の業務を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に行わせること、

第二に、機構において高度船舶技術開発等業務、基礎的研究業務等を廃止するとともに、出資等の業務等に係る役員に秘密保持義務を課すことなどであります。

本案は、去る四月十七日本委員会に付託され、二十一日国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、翌二十二日、質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。

## ○附帯決議(平成二十七年四月二三日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 今回の出資の対象となる事業は民間が主体で行うべきであることから、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構がこの事業を行う新たな会社に出資するに当たっては、機構と地方自治体による出資を合わせて全出資額の二分の一未満とするよう努めること。

二 機構における適正な出資等業務の運営を確保するため、機構が出資等の対象となる事業者を客観的・中立的に選定しているかを含め、公正・中立的な立場から審査及び評価を行う第三者委員会を設置するよう機構を指導すること。

三 機構は、サービスの提供開始から十年程度で累積赤字を解消できるような採算性が確保できる会社を出資対象とするよう努めること。

四 機構は、その出資の全額を確実に回収できるよう、出資先の事業運営に必要な助言を行うこと。

五 機構が出資しようとする事業は、まちづくり等の地域戦略

との調和が図られ、交通渋滞などの周辺環境悪化をもたらすことがないようなものであること。

六 学生や児童、高齢者、障害者等の地域住民の移動手段を確保する観点から、中長期的な収益性が見込まれない地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業の支援についても、予算措置等を含め別途対応すること。

### 三、参議院国土交通委員長報告(平成二十七年五月二〇日)

○広田一君 たいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、持続可能な地域公共交通網の形成に資するため、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資等の業務を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に実施させる等の措置を講ずるほか、独立行政法人に係る改革を推進するため、同機構について高度船舶技術に関する業務の廃止等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、地域公共交通に係る出資業務を機構に新設する意義、機構の出資基準の在り方と対象事業の見通し、地域公共交通ネットワークの維持に向けた取組の推進等について質疑がなされましたが、その詳細は会議録によって御承

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律

知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して辰巳孝太郎委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

### ○附帯決議(平成二十七年五月一九日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による出資等の対象となる事業が定められる地域公共交通網形成計画の作成に際しては、住民、利用者、公共交通事業者その他の関係者の意見が適切に反映され、合意形成が図られるよう、地方公共団体に対し必要な助言・支援を行うこと。

二 機構が地域公共交通網の再編等の事業を行う新たな会社に出資するに当たっては、民業を補完し、民間資金の呼び水機能を果たす観点から、機構と地方公共団体による出資を合わせて全出資額の二分の一未満とするよう努めること。

- 三 機構における適正な出資等業務の運営を確保するため、機構が出資等の対象となる事業者を客観的・中立的に選定しているかを含め、公正・中立的な立場から審査及び評価を行う第三者委員会を設置するよう機構を指導すること。
  - 四 機構は、サービスの提供開始から十年程度で累積赤字を解消できるような採算性が確保できる会社を出資対象とするよう努めること。また、出資金等の全額を確実に回収できるよう、出資先の事業運営に必要な助言を行うこと。
  - 五 機構が出資しようとする事業については、まちづくり、観光振興等に係る地域戦略との調和が図られ、交通渋滞などの周辺の環境悪化をもたらすことがないようなものとなるよう十分配慮すること。
  - 六 学生や児童、高齢者、障害者等の地域住民の移動手段を確保する観点から、中長期的な収益性が見込まれない地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業の支援についても、予算措置等を含め別途対応すること。
- 右決議する。